

営業再開支援補助金 令和6年奥能登豪雨への対応

令和6年9月21日～23日に奥能登を中心に発生した大雨災害（令和6年奥能登豪雨）については、令和6年能登半島地震との関連性が高いことから、営業再開支援補助金において、**令和6年奥能登豪雨で被害を受けた事業者も対象とします。**
（対象市町：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）

【当補助金を活用して整備した仮設店舗等が、奥能登豪雨で被災した事業者の方】

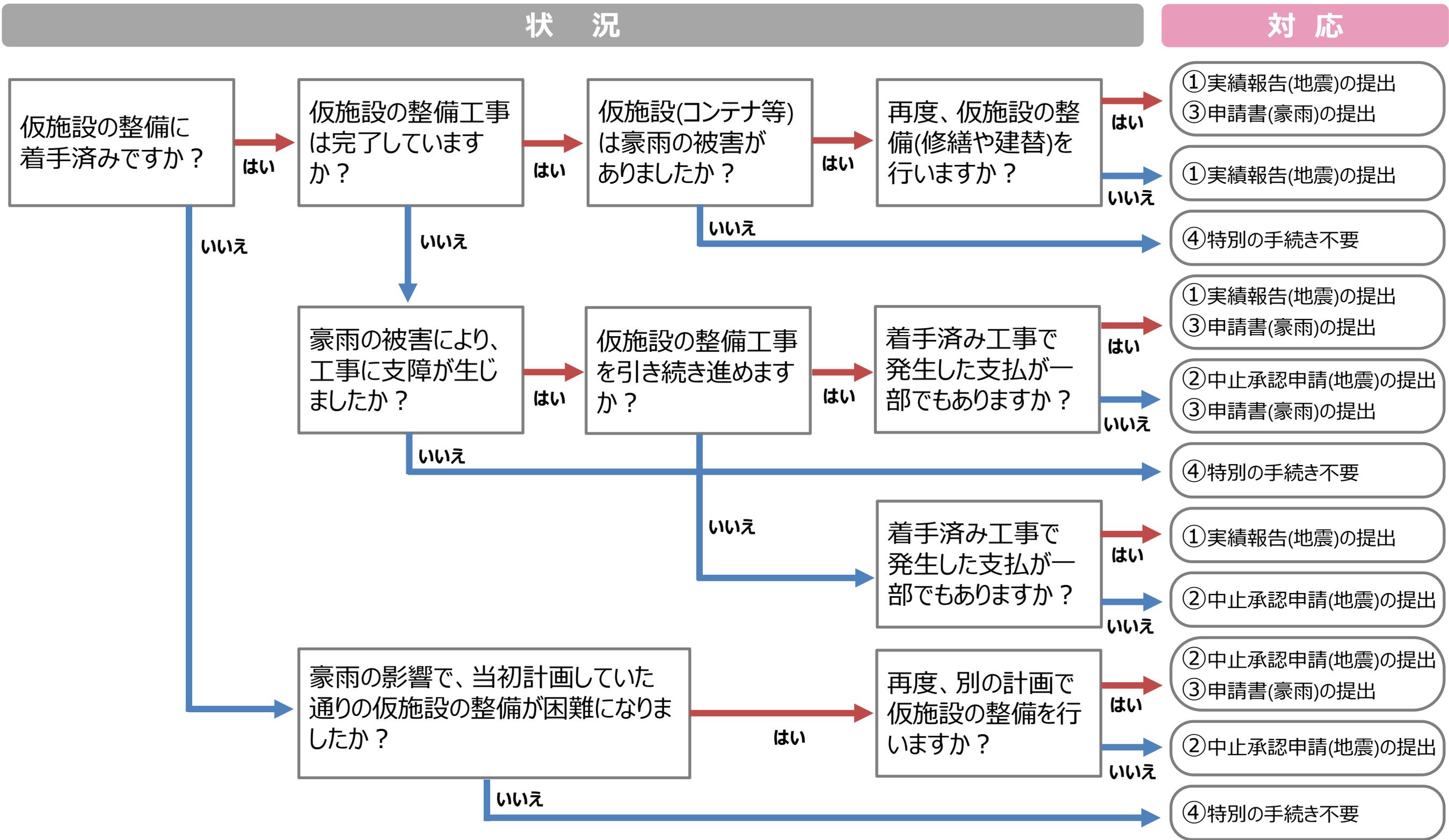
- 地震被害により、当補助金の交付決定を受け、仮設施設等の整備が完了している・または整備途中の事業者のうち、**令和6年奥能登豪雨で整備した仮設施設等に被害があった場合は、その復旧費（修繕・建替・買替・清掃・消毒等）を追加で支援**いたします。
※2回目の申請が可能
- 具体的な申請手続きについては、**別紙「フローチャート」をご確認ください。**

【奥能登豪雨で既存の店舗や倉庫等が新たに半壊以上の被害を受けた事業者の方】

- **令和6年奥能登豪雨により、新たに既存施設に半壊以上の被害があった場合は、地震での当補助金申請の有無に関わらず、仮設施設等の整備費を支援**いたします。

- 例1) 地震で店舗が半壊以上、豪雨で倉庫（店舗とは別の建物）が半壊以上 → 2回申請可能（地震1・豪雨1）
- 例2) 地震では建物被害なし、豪雨で店舗が半壊以上 → 1回申請可能（豪雨1）
- 例3) 地震で店舗が一部損壊、豪雨で同店舗が追加で被害を受け半壊以上 → 1回申請可能（豪雨1）
- 例4) 地震で店舗が半壊、豪雨で同店舗が追加で被害を受け大規模半壊 → 1回申請可能（地震1）

営業再開支援補助金交付決定者 豪雨被害対応フローチャート



- ① 工事が一部でも完了し、工事業者への支払いが発生している場合は、実績報告書を提出ください。 **※支払い済みの費用に対して補助金をお支払いします**
- ② 工事業者への支払いが発生していない場合は、中止承認申請書を提出ください。 ※雨被害を受けた仮施設の再復旧を「する・しない」いずれの場合も提出
- ③ 雨被害を受けた仮施設の復旧（修繕や建替等）を行う場合は、再度、申請書を提出ください。